

2020 年度第 1 回 豊岡市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 2020 年 4 月 28 日（火）午後 1 時 28 分開会 午後 2 時 30 分閉会

2 場 所 豊岡市役所本庁 3 階 庁議室

3 出席者 委員 11 名、事務局 10 名

4 議 事 **【報告事項】**

(1)2019 年度豊岡市国民健康保険事業の状況

ア 被保険者数の状況について

イ 医療費の状況について

【協議事項】

(1)2020 年度国保税率の算定

ア 2020 年度賦課額の見込みについて

会議録（要点記録）

1 開 会	
2 あいさつ	
3 議事録署名人の指名	
4 議事【報告事項】	
議長	<p>それでは、議事を進めます。</p> <p>報告事項「(1)2019年度国民健康保険事業の状況」についての事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>「(1) 2019年度国民健康保険事業の状況」</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質問、ご意見等がありましたらご発言ください。</p>
委員	<p>一人当たりの医療費の動向は、県単位化となったことが医療費を押し上げているという傾向はないですか。</p>
事務局	<p>県単位化になったことと医療費が上がったことは関係ありません。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他の委員の皆様、よろしいですか。ご質問ないようですので、続いて協議事項に入ります。</p>
4 議事【協議事項】	
議長	<p>それでは次に協議事項「(1) 2020年度国保税率の算定」についてに入ります。冒頭、挨拶でも申しあげましたが、本件につきましては、去る2月26日に諮問のありました事項について、本日、十分ご協議いただき、5月27日に予定しております運営協議会において答申として取りまとめる予定としておりますので、どうかよろしく願いいたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>「(1) 2020年度国保税率の算定」</p>
議長	<p>盛りだくさんの説明でしたが、この件について、何かご質問がありましたら、ご遠慮なくお願いします。</p>
委員	<p>試算C（基金繰入額1億5,000万円）、試算D（基金繰入額1億8,000万円）の話ですが、よくニュースで保険税を払えない人は猶予するといった話があるが、猶予された場合、あるいは払わない人がいた場合、その払われなかったお金は豊岡市が先に県に払わなければいけないのか、猶予された人がもう払えませんかといったとき市も払わなくてもいいのですか。</p>

事務局	<p>コロナウイルスだけの話をすると、例えば営業で売り上げが減ったような場合だと、猶予又は減免といった措置があります。減免となるとお金が入ってこなくなりますが、コロナウイルスに係る減免だと国に申請して国からお金をもらうことになります。</p>
委員	それは、100パーセントですか。
事務局	<p>コロナウイルス関係であれば100パーセントです。</p> <p>他の理由で国民健康保険税の支払いが難しいといったこともあるが、特に今年はコロナウイルスの影響もあって少しでも国保税を安くしたいとの考えがあります。このため、本来であればC案が妥当であると思いますが、基金の繰入額を3,000万円増額したD案でどうかと考えています。</p>
委員	C案で2019年度との比較が1,407円とあるが、これは1人当たりなのか1世帯あたりのどちらですか。また、月額と年額のどちらですか。
事務局	1人当たりで年額です。
委員	1年間の千何百円と残りの基金額を考慮すると、医療費があがっているのに保険税は下げるのはどうかと思う。コロナウイルスの影響を受けた場合、国が補償してくれるのであればD案にする必要があるのかと思うが。
事務局	これからコロナウイルスがどうなるかわからないが、今休業状態でお金を払うことが難しいといった方もおられると思います。そうした状況も考慮し、基金の繰入額を増やして負担を抑えていきたいと考えています。
事務局	<p>コロナウイルスにかかった方のみが減免になるのではなくて、今度の国の支援の対象になるのは、去年の収入に対してコロナウイルス感染症の影響により、3割以上減収となった方についてで、減収の割合によって減免の割合が変わってきます。なお、所得が低い方はより減免割合が大きくなります。よって、収入の減り方が25%だと減免の対象にはなりません。もし国保税が高くなると、高くなった金額を負担しなければならなくなります。一定の基準があり、この基準を満たさない方にとっては、減収とならなかった方と同じ金額が課されることになりますので、こうしたことも勘案する必要があります。</p>
委員	コロナウイルスがはやることで医療費が上がることは考えているのですか。
事務局	医療費は昨年度6.4%伸びているので、今年度もそれなりに伸びると考え、医療費が上がることを見込んで納付金は設定されています。
委員	もっと伸びるとは考えていないのですか。
事務局	納付金を試算するときにはまだコロナウイルスは発生していなかったのです。そこまで考えていませんでしたが、伸び率を考慮して納付金を見込んでいます。
委員	分かりました。

議長	よろしいですか
委員	はい。
委員	国民健康保険特別会計財政調整基金のことですけれども、国保の県単位化によって前年度繰越金の金額が減少することが予想されるため、今までのように最低積立額並びに基準積立額を設定しても計画的に積み立てることが困難となるため、最低積立額、基準積立金額は設定しないとありますので、その時の状況をみて額を決めてくることになると思います。今の状況をみると、事務局が提案されたように市民の暮らしを考えて、私は試算C案だと思っていましたので、賢明な判断をしていただいてよかったなと思っています。
議長	試算Dでよいとのことですね。
委員	はい。
議長	他の委員の皆様何かございましたら。この際ですので。
委員	《発言なし》
議長	それでは質疑を打ち切ります。 2020年度の国保税率の算定につきましては、事務局案のとおり、試算Dということで、本年度は基金を1億8,000万円取り崩し、賦課総額を14億6,485万8,000円、一人当たりの賦課総額を98,967円として算定してよろしいか。
委員	《「異議なし」の声》
議長	全会一致ということでご承認いただきました。 それでは、この件についてはこれで決定とさせていただきます。
5 その他	
議長	次にその他として何かありましたら事務局よろしくお願いします。
事務局	《事務局説明》 「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」
議長	この傷病手当金について何かご質問がありましたらお願いします。
委員	社会保険の傷病手当金は書くが、国保も同じような書類が来て書くわけですね。
事務局	はい。
委員	国保からもこういった書類が来るよということを他の診療所の先生方に言っておけばいいのですね。
事務局	よろしくお願いします。
委員	分かりました。
議長	他にありませんか。 ないようですので、これですべての議事は終了しました。

	長時間に渡りまして慎重にご審議をいただきありがとうございますございました。
--	---------------------------------------

6 閉 会
